選ばれる4つのポイント

ポイント》1
短期入院もしっかり保障
4日未満の入院でも4日分をお支払いします。

ポイント》2
70歳まで安心保障
在職中であれば、最長71歳の契約終了日まで保障します。

ポイント》3
変わらない保険料
契約者の保険料は15歳から契約終了日まで変わりません。

ポイント》4
24時間保障
業務中、業務外を問わず保障します。

ご加入について

加入の要件

〈全員加入団体〉
●団体の構成員が５人以上、かつ、団体に所属する構成員の全員が保険契約者になる団体。

〈組織加入団体〉
●団体の構成員が５人以上、かつ、団体に所属する構成員の８０％以上が保険契約者になる団体。
集団加入団体のうち保険契約者となった構成員が200人以上の団体。

〈集団加入団体〉
●団体の構成員が５人以上、かつ、団体の構成員の８０％未満が保険契約者になる団体。

※組織加入団体または集団加入団体での加入後、更新日において契約者が５人未満となった場合は、個人型契約に切り替えていただくことになります。

新規加入できる方

契約者	全員・組織加入	満15歳から満69歳までの方
	集団加入	満15歳から満69歳までの健康な方
配偶者	義務加入	満16歳から満69歳までの方
	任意加入	満16歳から満69歳までの健康な方
その他の家族	義務加入	満０歳から満60歳までの方
	任意加入	満０歳から満60歳までの健康な方

●家族だけの加入はできません。
※健康な方とは、健康状態確認日に「健康状態についてのご質問」のいずれにも該当しない人をいいます。

新規加入できない方

契約者	集団加入	健康告知該当者
家族	家族任意加入	健康告知該当者

※健康告知該当者とは、健康状態確認日に「健康状態についてのご質問」のいずれかに該当する方をいいます。
●次の職業に従事されている方は、その職業の就業中に発生した保険事故には給付金を支払わないことを条件に、加入することができます。
①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業に従事する方
②競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
③潜水、潜函、サルベージ等に従事する方
④自衛官

保険期間と中途加入

●保険期間は１年間です。
●更新日における年齢が満７０歳であったときは、その１年後の更新日の前日までとなります。
※保険期間内であっても、団体構成員でなくなったときには契約が終了します。
●団体の構成員が新たに加入しようとする場合は、更新日を発効日として加入することができます。
ただし、次の場合には更新日以外であっても加入することができます。
①新たに団体の構成員になった方、およびその家族
②契約者が婚姻をした場合の配偶者
③契約者または配偶者の出生による子供

給付金のお支払いについて

保障の概要

給付金の種類	お支払いする場合	お支払いする金額
基本入院給付金	病気や不慮の事故によるケガの治療のため、1日以上の入院をしたとき	日額1,000円（1口あたり） 1回の入院につき 最高180日分
災害割増入院給付金	不慮の事故によるケガの治療のため、1日以上の入院をしたとき	日額1,000円（1口あたり） 1回の入院につき 最高180日分
通院給付金	基本入院給付金が支払われる入院の退院後90日以内に、その入院の原因となった治療のため通院をしたとき	日額1,000円（1口あたり） 1回の入院につき 最高30日分

給付金等の請求

●共済会所定の請求書類を提出していただきます。
［給付金請求書、入院・治療証明書他］
●給付金を請求するためにハピネス共済会または病院もしくは診療所所定の証明書原本を提出したときは、ハピネス共済会は入院日から退院日までの１入院期間について3,000円を限度に、また、１通院期間（退院日の翌日から90日間）について3,000円を限度に費用を補助します。
●所定の請求書類以外にも、共済会が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

給付金が減額される場合

●基本契約
次の新規加入者が発効日より180日以内に病気（一般疾病）により入院した場合は、所定の給付金額の50％相当額をお支払いします。

〈組織加入団体〉
・「健康状態についてのご質問」に該当する場合の一律加入分
・任意加入分

〈集団加入団体〉
・一律加入分と任意加入分

給付金が支払われない場合

●基本入院給付金を支払わない場合
被保険者が次のいずれかにより基本入院給付金の支払事由に該当したときは、基本入院給付金を支払いません。
(1) 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
(2) 被保険者または保険契約者の犯罪行為
(3) 被保険者の自殺行為または私闘
(4) 被保険者の統合失調症、統合失調症型障害を原因とするもの
(5) 契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた先天性の異常（発育の異常、発育不全を含む）を原因とするもの
(6) 検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とするもの、正常分娩によるもの
(7) 被保険者の精神作用物質の使用を原因とする事故
(8) 被保険者の泥酔を原因とする事故
(9) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故
(10) 被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
(11) 原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症、頸椎捻挫など）または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの

●災害割増入院給付金を支払わない場合
被保険者が次のいずれかにより災害割増入院給付金の支払事由に該当したときは、災害割増入院給付金を支払いません。
(1) 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
(2) 被保険者または保険契約者の犯罪行為
(3) 被保険者の自殺行為または私闘
(4) 被保険者の精神作用物質の使用を原因とする事故
(5) 被保険者の泥酔を原因とする事故
(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故
(7) 被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
(8) 原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症、頸椎捻挫など）または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの

●通院給付金を支払わない場合
被保険者が次に該当したときは、通院給付金を支払いません。
(1) 基本入院給付金が支払われない入院後の通院のとき

このパンフレットは、保険業法に定める認可特定保険業者が行う団体型医療保険の概要です。詳細はご契約の手引き（契約概要、注意喚起情報）をご覧ください。

ハピネス共済会
一般財団法人　ハピネス共済会

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ2階
TEL 019-652-3195　FAX 019-654-7262
http://www.happiness.or.jp

0120-413816（ヨイサーハイロー）
受付時間　9:00～17:15（土日祝日・年末年始等を除く）

医療共済 ハピネス

団体型医療保険

～団体加入だから少ない保険料で安心保障～

病気でもケがでも1日以上の入院を しっかり保障！

ハピネス共済会
一般財団法人　ハピネス共済会

岩手県民の暮らしにいちばん近い保障でありたい。

＼短期入院にも対応／

病気でも、ケガでも。

1日以上の入院を

しっかり保障!!

（1日以上4日未満の 入院の場合は、4日分をお支払いします。）

基本入院給付金 病気やケガの治療のために入院した場合、基本入院給付金をお支払いします。

・お支払いの限度は、1回の入院で180日分です。・5年間の通算給付限度は、病気入院とケガ入院それぞれ720日分です。

一人当り	口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口
	月額保険料	250円（100円）	500円（200円）	750円（300円）	1,000円（400円）	1,250円（500円）	1,500円（600円）	1,750円（700円）	2,000円（800円）	2,250円（900円）	2,500円（1,000円）	2,750円（1,100円）	3,000円（1,200円）
	給付日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円

ご家族もご契約者分に加えて加入を！

※1.この保険契約は、団体とハピネス共済会との間で、加入いただくことができる口数（一律口数、任意口数）、給付金（基本契約、災害割増契約、通院契約）、被保険者（契約者加入、家族加入）などの範囲を定めます。
※2.「健康状態についてのご質問」のいずれかに該当する場合は、一律加入口数のみの加入となります。（全員・組織加入団体）
※3.「健康状態についてのご質問」のいずれにも該当しない場合は、任意で増口することができます。
※4.月額保険料の（　）内は、20歳までの家族の保険料です。

プラス

基本契約にプラスして ケガ入院でも。

さらに安心

1日以上の入院を

しっかり保障!!

（1日以上4日未満の 入院の場合は、4日分をお支払いします。）

基本契約にプラスして
保障されるのね！
災害割増契約
もちろんご家族もプラスOK!

災害割増入院給付金 ケガの治療のために入院した場合、災害割増入院給付金をお支払いします。

・お支払いの限度は、1回の入院で180日分です。・5年間の通算給付限度は、720日分です。

一人当り	口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口
	月額保険料	50円	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円	450円	500円	550円	600円
	給付日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円

※1.「健康状態についてのご質問」に該当する場合でも、加入することができます。
※2.「健康状態についてのご質問」に該当する場合でも、増口することができます。

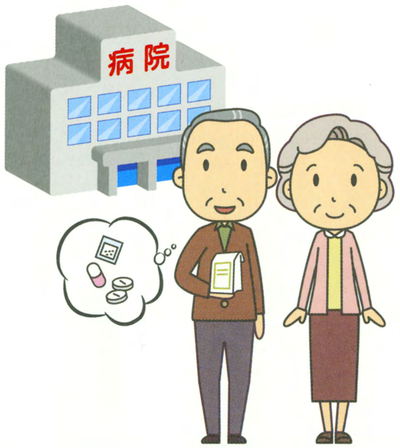

プラス

退院後も安心
通院契約

さらに

基本契約にプラスして 退院後の通院でも。

通院給付金

病気やケガの治療のため基本入院給付金が支払われる入院の退院後90日以内に、その入院の治療のため通院した場合、通院給付金をお支払いします。

・お支払いの限度は30日分です。

一人当り	口数	1口	2口	3口
	月額保険料	120円	240円	360円
	給付日額	1,000円	2,000円	3,000円

※ 契約者は一律加入口数のみの加入となります。

「健康状態についてのご質問」

1. 申込日現在、病気やケガのため入院または休業（休養）していますか？
2. 申込日現在、医師の診察や検査および健康診断で、入院または休業（休養）や手術をすすめられていますか？
3. 申込日以前の1年間に、病気やケガのため継続して14日以上の入院または休業（休養）をしたことがありますか？
4. 申込日以前の1年間に、同一の病気やケガで、通算して21日以上にわたり、医師の診察、検査、治療を受けたことがありますか？